租税の概要

上場有価証券等に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 上場有価証券等の譲渡による所得は、原則として株式等の譲渡所得となります。 なお、確定申告することにより、他の株式等の譲渡損益との損益通算が可能と なります。また、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間に わたり、確定申告することで繰越控除制度の対象とすることができます。
- ・ 上場有価証券等の配当による所得は、原則として、配当所得となります。
- お客様の納税手続きを簡易にするための特定口座という制度がご利用できます。
- ・ 上記はあくまでも租税の概要であり制度の変更やお客様の資産及び所得の内容 もしくは配偶者の所得の内容次第では、取扱いが異なる場合や不利となる場合 もありますので十分ご注意ください。

詳細については必ず税務署や税理士等の専門家に確認した上でご判断ください。

- ※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
- ※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

外国上場有価証券等に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 上場有価証券等の譲渡による所得は、原則として株式等の譲渡所得となります。
 なお、確定申告することにより、他の株式等の譲渡損益との損益通算が可能となります。また、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、確定申告することで繰越控除制度の対象とすることができます。
- 上場有価証券等の配当による所得は、原則として、配当所得となります。
- お客様の納税手続きを簡易にするための特定口座という制度がご利用できます。
 上記はあくまでも租税の概要であり制度の変更やお客様の資産及び所得の内容
 もしくは配偶者の所得の内容次第では、取扱いが異なる場合や不利となる場合もありますので十分ご注意ください。

詳細については必ず税務署や税理士等の専門家に確認した上でご判断ください。

※1 「上場有価証券等」には、外国の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券 を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」に は、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

- ※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※3 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- •個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発注した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細については必ず税務署や税理士等の専門家に確認した上でご判断ください。

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券(一部を除く。)の課税は、原則として以下によります。

- •円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。 外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内 で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受け ることができます。
- ・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告より譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、 益金の額に算入されます。
 - なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される円貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税され た場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対し国内で源泉徴収され、申告に より外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細については必ず税務署や税理士等の専門家に確認した上でご判断ください。

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、 利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合 は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合 には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の 適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
 なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・国外で発行される外貨建て債券(一部を除く。)の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。 詳細については必ず税務署や税理士等の専門家に確認した上でご判断ください。